

訪問看護 サービス利用料金表(医療保険)

(基本療養費+管理療養費+加算分)×負担割合となります。
 法令により、利用料の10円未満は四捨五入となります。
 特別受給者証などお持ちの方は各自自治体により自己負担額が変わります。

(令和6年6月1日現在)

単位:円

※基本療養費+管理療養費	料金	1割負担	2割負担	3割負担	
1日目 : 5,550 + 7,670	13,220	1,322	2,644	3,966	☐
2日目 : 5,550 + 3000	8,550	855	1,710	2,565	☐
1週間のうち4日目からの訪問 : 6,550 + 3000	9,550	955	1,910	2,865	☐

主な加算項目(1日につき)		料金	1割負担	2割負担	3割負担	
複数回訪問加算	1日に2回以上訪問した場合	4,500	450	900	1,350	☐
	1日に3回以上訪問した場合	8,000	800	1,600	2,400	☐
緊急時訪問看護加算	計画外の緊急訪問をした場合(月14日目まで)	2,650	265	530	795	☐
	計画外の緊急訪問をした場合(月15日目以降)	2,000	200	400	600	☐
夜間・早朝訪問加算	6～8時、18～22時に訪問した場合	2,100	210	420	630	☐
深夜訪問加算	22時～翌6時に訪問した場合	4,200	420	840	1,260	☐
複数名訪問加算	2名以上の看護師が訪問した場合	4,500	450	900	1,350	☐
長時間訪問看護加算	90分を超える訪問看護を行った場合	5,200	520	1,040	1,560	☐
乳幼児加算	6歳未満	1,300	130	260	390	☐
	6歳未満で、超重症児又は準超重症児、別表7、別表8に該当する場合	1,800	180	360	540	☐

加算項目(1月につき・その他)		料金	1割負担	2割負担	3割負担	
24時間対応体制加算	利用者またはその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあって、かつ24時間対応できる体制にある場合	6,800	680	1,360	2,040	☐
訪問看護医療DX情報活用加算	オンライン資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	50	5	10	15	☐
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	利用者の状態急変や診療方針の変更等に伴い、医師などと共同し指導を行った場合	2,000	200	400	600	☐
特別管理加算	在宅酸素療法、在宅自己導尿、人工肛門や人工膀胱を造設している患者等、特別な管理を必要とする場合	2,500	250	500	750	☐
	気管カニューレや留置カテーテルを要するより重症度の高い患者等への特別な管理を必要とする場合	5,000	500	1,000	1,500	☐
専門管理加算	専門の研修、特定行為研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合	2,500	250	500	750	☐
退院時共同指導加算 (1月につき1回もしくは2回)	退院・退所後訪問看護を受けようとする時に在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	8,000	800	1,600	2,400	☐
特別管理指導加算 (退院時)	特別管理加算算定の患者に加算	2,000	200	400	600	☐
退院支援指導加算 (退院日)	厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態にある利用者が、保険医療機関から退院する日に看護師が療養上の指導を行った場合	6,000	600	1,200	1,800	☐
退院支援指導加算長時間 (退院日)	上記、退院支援指導を長時間にわたり実施した場合	8,400	840	1,680	2,520	☐
訪問看護ターミナルケア療養費	ターミナルケアを行った場合	25,000	2500	5,000	7,500	☐
訪問看護情報提供療養費	市等への情報提供	1,500	150	300	450	☐
訪問看護基本療養費Ⅲ	外泊中の訪問看護	8,500	850	1,700	2,550	☐
訪問看護基本療養費Ⅰのハ	専門性の高い看護師による訪問	12,850	1285	2,570	3,855	☐
ベースアップ評価料(Ⅰ)		780	78	156	234	☐

その他の料金

交通費	100円 / 日	☐
営業時間内で1時間30分を超える訪問	1,000円 / 30分	☐
週3日を超える訪問(回数制限のある方)	4,000円 / 30分	☐
死後の処置料	10,000円	

(令和6年6月1日改定)

訪問看護 サービス利用料金表(介護保険)

単位:円

利用時間		サービス種別		1割負担	2割負担	3割負担	チェック	
看護	20分未満	訪問看護Ⅰ 1	介護	314	628	942	☐	
			予防	303	606	909	☐	
	30分未満	訪問看護Ⅰ 2	介護	471	942	1,413	☐	
			予防	451	902	1,353	☐	
	30分以上60分未満	訪問看護Ⅰ 3	介護	823	1,646	2,469	☐	
			予防	794	1,588	2,382	☐	
	60分以上90分未満	訪問看護Ⅰ 4	介護	1,128	2,256	3,384	☐	
			予防	1,090	2,180	3,270	☐	
	定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所との連携			介護	2,961	5,922	8,883	☐
	リハビリ	1回あたり20分	訪問看護Ⅰ 5	介護	294	588	882	☐
予防				284	568	852	☐	
1回あたり40分		訪問看護Ⅰ 5 × 2	介護	588	1,176	1,764	☐	
			予防	568	1,136	1,704	☐	
※早朝(6時～8時)、夜間(18時～22時)は25%増 深夜(22時～翌6時)は50%増 ※1日に3回以上訪問看護Ⅰ 5を行う場合、1回につき50/100を乗じた単位数で算定 ※理学療法士等の行う予防訪問看護で利用を開始した日の属する月から起算して12ヶ月を超えた場合 → 1回につき5単位減算								☐

		単位:円				チェック
加算項目(介護・予防共通)	加算種別		1割負担	2割負担	3割負担	
初回加算(初回訪問時)	初回加算(Ⅰ)		350	700	1,050	☐
	初回加算(Ⅱ)		300	600	900	☐
サービス提供体制加算(1回につき)	サービス提供体制加算Ⅰ		6	12	18	☐
看護体制強化加算(月1回)	看護体制強化加算 (介護) (予防)	(介護)	200	400	600	☐
		(予防)	100	200	300	☐
緊急時訪問看護加算(月1回)	緊急時訪問看護加算Ⅰ 1		600	1,200	1,800	☐
特別管理加算(月1回)	特別管理加算 (Ⅰ) (Ⅱ)	(Ⅰ)	500	1,000	1,500	☐
		(Ⅱ)	250	500	750	☐
専門管理加算(月1回)	専門管理加算		250	500	750	☐
複数名訪問加算(1回につき)	複数名訪問加算 30分未満 30分以上	30分未満	254	508	762	☐
		30分以上	402	804	1,206	☐
長時間訪問看護加算(1回につき)	長時間訪問看護加算		300	600	900	☐
退院時共同指導加算(1回につき)	退院時共同指導加算		600	1,200	1,800	☐
ターミナルケア加算(予防を除く)	ターミナルケア加算		2,500	5,000	7,500	☐

その他の料金

日常生活用具、物品、材料費等	実費	☐
死後の処置料	10,000円	☐